

## 令和6年度高等学校等進学奨励費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策の一環として、アイヌ子弟の教育の促進を図るため、北海道に居住するアイヌの子弟で高等学校又は高等専門学校(以下「高等学校等」という。)に進学する能力を持ち、将来、社会において有為な人材として活動することが期待されながら、経済的な理由により進学後修学が困難な者に対し、予算の範囲内において行う補助金の交付については、北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2 この交付要綱において、「経済的な理由により修学が困難な者」とは、公益財団法人北海道高等学校奨学会が高等学校等奨学生について定める基準に準じて知事が別に定めるところによる。

### (補助対象経費及び補助額)

第3 補助対象経費及び補助額は、次のとおりとする。ただし、補助対象経費が補助額に満たない場合は、その額を補助額とする。

区分	補助対象経費	補助額
修学資金	高等学校等の修学に要する経費	国公立 月額 23,000円 私立 月額 43,000円
入学支度金	令和6年度に高等学校等に入学した者に対する通学用品等に要する経費	国公立 一時金 24,200円 私立 一時金 54,760円

- 生活保護法(昭和25年法律第144号)による生業扶助(高等学校等就学費)を受給している場合は、当該修学に対し生活保護法で給付される保護費を減額して補助する。
- 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)の規定に基づき支給される授業料相当額については、その額を補助対象経費から除くものとする。

### (補助対象者)

第4 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に定める全ての条件に該当する者とする。

#### (1) 修学資金

- 北海道に居住するアイヌの子弟であること。
- 高等学校等に在学する者であること。
- 経済的な理由により修学が困難な者であること。
- 公益財団法人北海道高等学校奨学会による奨学金、独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)による学資貸与金若しくは母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による修学資金の貸与又は高校生等奨学給付金の給付を受けない者であること。

#### (2) 入学支度金

- 北海道に居住するアイヌの子弟であること。
- 令和6年度に高等学校等に入学し、かつ在学する者であること。
- 経済的な理由により修学が困難な者であること。

### (補助の期間)

第5 修学資金の補助を受けることができる期間は、その補助を受ける者の子弟が在学する高等学校等の正規の修業年限以内とする。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、補助期間を延長することができる。

(申請の手続)

第6 補助金の交付を受けようとする者(補助対象者の親権者、後見人又は扶養者)は、高等学校等進学奨励費補助金交付申請書(環生第5 2号様式(昭和49年北海道告示第807号に定める様式をいう。以下の各環生様式において同じ。))に、次に定める書類を添付の上、所轄の総合振興局長又は振興局長に提出しなければならない。

- (1) 在学証明書
- (2) 公益社団法人北海道アイヌ協会定款第21条第2項の規定に基づき置かれる理事長若しくは第5条第1項第1号に定める第1類正会員を代表する者又は市町村長の推薦書(別紙様式)
- (3) 市区町村長の発行する令和5年分の所得の証明書
- (4) 知事が特に必要と認める書類

(交付の条件)

第7 補助事業者に補助金を交付する場合は「補助金等による標準様式の設定について(昭和47年9月20日付け局総第453号副出納長通達)第1号様式に定める交付条件を次のとおりとする。

- (1) 北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。)、令和6年度高等学校等進学奨励費補助金交付要綱(令和6年 月 日付けア政第 号環境生活部アイヌ政策監決定。以下「交付要綱」という。)及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。
- (2) 補助事業等の内容を変更する場合は、総合振興局長又は振興局長の承認を受けなければならない。ただし、変更後の補助対象経費の額が、補助金の額を下回らないときは、この限りではない。
- (3) 補助事業等の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、総合振興局長又は振興局長の承認を受けなければならない。ただし、補助対象者の死亡、退学、休学により廃止するときは、この限りではない。
- (4) 補助事業等が期限までに完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに総合振興局長又は振興局長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を総合振興局長又は振興局長に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。
- (6) この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。
- (7) 前項の命令に違反したときは、当該補助事業等の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じる。
- (8) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。
- (9) 補助事業等が完了したとき(廃止の承認を受けたとき及び補助対象者の死亡、退学、休学により廃止したときを含む。)は、当該補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月6日までのうち、いずれか早い日までに、高等学校等進学奨励事業実績報告書(環生第5 4号様式)に、補助事業の完了を確認できる書類を添付の上、所管の総合振興局長又は振興局長に提出しなければならない。
- (10) この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業等の成果が適合しないときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じる。
- (11) 補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- (12) 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。補助金の額の確定があった後においても、また同様とする。  
ア この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。

イ 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。  
ウ 補助事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

エ 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

(13) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。

(14) 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。

(15) (5) の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。

#### （変更の手続）

第8 補助金の変更交付を受けようとする者は、高等学校等進学奨励費補助金変更承認申請書（環生第53号様式）に、変更交付が必要なことを証明する書類を添付の上、所轄の総合振興局長又は振興局長に提出しなければならない。

#### （補助金の概算払）

第9 補助金の交付の決定を受け、概算払を受けようとする者は、必要の都度、補助金等概算払申請書（環生第26号様式）を所管の総合振興局長又は振興局長に提出しなければならない。この場合において、資金収支計画を記載した書面の添付は要しないものであること。

#### （事業の完了）

第10 補助対象者が死亡、退学又は休学（年度内に復学する者を除く。）により修学を中止した場合は、補助事業の完了とみなすものとする。

#### （補助金の交付に係る内容の公表）

第11 規則第23条の3（補助金等の交付に係る内容の公表）の規定に基づき、個人に対する補助金の交付に該当するものとし、その内容については公表しないものとする。

#### （その他）

第12 前条までに定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。